

当組合管内で未実施の品目等の共済事業ニーズに対するご意見募集

組合では、法律上、事業対象となる作物のうち、地域の栽培実態や農家の要望に応じた対象品目や引受方式を規定して事業を実施しています。

この程、農業者のニーズに応じた事業の実施を検討するため、当管内で未実施品目の事業や引受方式について、実施要望の有無等に係るニーズ調査を下記のとおり実施することとしました。組合員外の方で、もしメニュー化した場合、制度に加入したいという希望のある方は、当ホームページのお問い合わせフォーム又は直接組合にご連絡願います。

なお、組合では、当ご意見募集とは別に、組合員対象に別途アンケート調査を実施する予定です。その際はご協力願います。

1. ご意見募集期間

平成30年12月 1日から平成31年3月31日まで

2. ご意見募集対象者

当組合の組合員ではない方で、組合管内に住所を有し、販売目的として次の品目を栽培している方

【果樹共済】

ぶどう

3. ご意見募集内容

(1) 市町村名・氏名・連絡先電話番号

(2) 加入希望の品目と引受方式

上記2のうち加入希望の品目と引受方式を記入（複数ある場合は全て記入）

なお、引受方式については下記の各引受方式の概要を参照願います。

【記載例】

〇〇〇町 共済太郎 ☎ 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

ぶどうー半相殺ー減収

4. ご意見提案方法

当ホームページ内のお問い合わせフォーム又は直接下記の連絡先にご提案願います。

なお、未実施事業の概要や負担掛金の目安など、確認したいことや、訪問説明を希望する場合は、次の電話番号にお問い合わせいただくか、ホームページ内のお問い合わせフォームでお問い合わせ願います。

北海道ひがし農業共済組合事業部共済・収入保険課

電話番号 0153-77-9183

5. ご意見内容の検討

お寄せいただいたご意見を基に、事業実施について検討し、検討結果を総代会において審議いたします。なお、審議結果につきましては当ホームページに掲載いたします。

また、ご意見募集期間は毎年3月末までとしておりますが、総代会に提案するための検討時間の不足が見込まれた場合、お寄せいただいたご意見は、次回開催の総代会に提案する可能性があることを、予めご了承ください。

6. その他

お寄せいただいたご意見は、個人情報の保護に関する諸法令及び組合が定める関係規程に基づき、事業規程の検討目的の範囲内でのみ取り扱います。

各引受方式の概要

【果樹共済】

| 補償対象作物 | 引受方式 | 補償割合 | 補償内容 | 責任期間 | 農家負担掛金の目安 (H26年産全国平均) |
|--------|---------------------|----------|--|--|--------------------------|
| ぶどう | 半相殺減収総合方式 (一般方式) | 70・60・50 | 被害園地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量(全園地の基準収穫量の合計)の3～5割(農家が選択した補償割合に応じた割合)を超えるときに、共済金が支払われます。 | 花芽の形成期からその花芽が翌年果実となって収穫されるまで、概ね1年半位です。 | 6,703円/10a |
| | 半相殺減収総合方式 (短縮方式) | 70・60・50 | 被害園地に係る減収量の合計が、その農家の基準収穫量(全園地の基準収穫量の合計)の3～5割(農家が選択した補償割合に応じた割合)を超えるときに、共済金が支払われます。 | 発芽期からその年の果実の収穫期までです。 | 6,413円/10a |
| | 全相殺方式 (減収総合方式) | 70・60・50 | 果実の減収量が、その果実の基準収穫量の2～4割(農家が選択した補償割合に応じた割合)を超えるときに、共済金が支払われます。 なお、加入条件は収穫量の相当部分を客観資料等によって適切に確認できる農家です。 | | 6,624円/10a |
| | 全相殺方式 (品質方式) | 70・60・50 | 果実の減収及び品質の低下による減収量が、その果実の基準収穫量の2～4割(農家が選択した補償割合に応じた割合)を超えるときに、共済金が支払われます。 なお、加入条件は収穫量の相当部分を客観資料等によって適切に確認できる農家です。 | 花芽の形成期からその花芽が翌年果実となって収穫されるまで、概ね1年半位です。 | 実績無し |
| | 災害収入共済方式 | 80・70・60 | 農家ごとに果実の減収又は品質の低下があり、かつ生産金額が基準生産金額の8割に達しない場合に、共済金が支払われます。 なお、加入条件は収穫量の相当部分を客観資料等によって適切に確認できる農家です。 | | 5,098円/10a |
| | 地域インデックス方式 | 90・80・70 | 農家ごとに当該農家の園地が所在する統計データによる収穫量が、その農家の基準収穫量の1～3割(農家が選択した補償割合に応じた割合)を超えて減少した場合に共済金が支払われます。 | 発芽期(移植の場合)から収穫期までです。 | 未定 |

【果樹共済】樹体共済

| 補償対象作物 | 引受方式 | 補償割合 | 補償内容 | 責任期間 | 農家負担掛金の目安 (H26 年産全国平均) |
|--------|------|------|--|-------------------|---------------------------|
| ぶどう | 樹体共済 | 80 | 自然災害による樹体の枯死、流失、滅失、埋没および損傷を受け、年間の樹体資産損害額が基準となる価額（10万円又は樹体の価額合計額の1割のいずれか小さい額）を超えた場合に共済金が支払われます。 | 共済組合が定める日から1年間です。 | 2,206 円/10a 146 円/本 |